

# 令和2年度事業計画

## 1 みどりまちづくり事業

- ・都市機能の維持・増進および環境への負荷低減を目的としたつぎの事業〔定款第4条第1項第1号〕  
ア 調査研究およびその成果の普及 イ 普及啓発 ウ 相談、助言および援助
- ・練馬区まちづくり条例に基づくまちづくりに必要な支援〔定款第4条第1項第2号〕
- ・区と協働して取り組む、まちづくりの企画、立案および推進に関する事業〔定款第4条第1項第3号〕

### (1) みどりのまちづくりセンター事業

練馬区民が住み続けたいと思えるような快適な生活環境と豊かな地域社会を実現するため、みどりのまちづくりセンターは、区民・事業者・行政の中間的な立場から区民の主体的なまちづくり活動との協働やコーディネートを通じて、協働型まちづくり事業を推進していきます。

令和2年度は、練馬区（以下「区」という。）において策定された、第2次みどりの風吹くまちビジョンの基本計画やアクションプランを念頭に置きながら、区の貴重な資源であるみどりや景観を活かしたまちづくりを区民とともに進め、つながるカレッジねりま「みどり分野」の運営など、新たな取組に関わっていきます。

まちづくり事業としては、普及啓発事業やまちづくり活動助成事業を通して培われた人脈等を活用しつつ、事業者や大学、NPOなどとの連携の輪も広げながら、地区まちづくり、空家活用事業等に取り組めます。

#### ① みどり・景観事業の推進

区の特徴であるみどりを守り・育てる区民の主体的な活動を広げるため、みどりに関連する活動等の支援を行います。また、景観整備機構として、景観形成支援事業に取り組み、区の景観に関する事業を行います。

	取組	内容
1	憩いの森等を保全する活動団体の育成事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・西本村憩いの森および大関山の森緑地の管理・活用を区民主体で推進する団体の育成</li><li>・自立した団体の活動相談や、団体同士の交流の場の設定、地域の情報提供など側面的支援</li></ul>
2	地域のみどりを地域で守り育てる仕組み構築支援事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域ぐるみの沿道緑化や、みどりの維持管理活動を支える仕組みの検討とモデル事業の実施</li></ul>
3	つながるカレッジねりま「みどり分野」の運営とカリキュラムの構築	<ul style="list-style-type: none"><li>・「コミュニティ・ガーデナーコース」の運営</li><li>・「ねりまの森サポーターコース」のカリキュラム立案等の内容構築およびテキストの作成支援</li></ul>
4	公共施設等緑化協働支援事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・区民ボランティア、区立施設関係者や施設利用者等が主体的に行う緑化活動の推進支援</li></ul>
5	景観形成支援事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域景観資源の新たな選定制度の検討</li><li>・地域景観資源のPRと活用</li><li>・景観まちなみ協定地区への支援</li><li>・景観まちづくりのホームページの運営、保守</li><li>・「ねりまの散歩道」の修正等</li></ul>

## ② まちづくり事業の推進

区民がまちづくりに関する関心と理解を深め、まちづくりに関する知識や技術を習得するための情報提供や交流の場づくり、講座の開催、区民主体のまちづくり活動や、練馬区まちづくり条例に基づく区民提案の支援を行います。また、まちづくり活動支援の手法に関する調査研究、他自治体とのまちづくり活動支援に関する情報交換を行います。

	取組	内容
1	まちづくり啓発	<p>&lt;まちづくり講座の開催&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりに関する学習機会の提供</li> </ul> <p>&lt;まちづくり活動助成事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区民主体のまちづくり活動に対する助成および支援 [部門] たまご部門、はばたき部門 [相談支援] 事前相談、助成後の活動相談 [公開イベント] 公開審査会、中間報告会、最終報告会</li> </ul> <p>&lt;まちづくり情報誌の発行&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりへの関心を高めるための情報誌「こもれび」の取材、編集、デザイン、発行</li> </ul> <p>&lt;ホームページ等による情報発信&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業のお知らせやまちづくり活動団体によるイベント等の情報発信</li> </ul>
2	まちづくり相談	<p>&lt;まちづくり相談・窓口対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりの初動期相談</li> </ul> <p>&lt;まちづくり登録団体支援&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・打合せスペース、印刷機等の利用、備品の貸出</li> </ul> <p>&lt;まちづくり交流事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交流、意見交換の場づくりやメールマガジンの発行</li> </ul> <p>&lt;ライブラリー運営&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりに関する図書・資料の閲覧、貸出</li> </ul> <p>&lt;建築無料相談の後援&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都建築士事務所協会練馬支部による「建築無料相談」の後援</li> </ul>
3	まちづくり条例に基づく大規模建築物等に係る専門家派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模建築物等の計画に関する周辺住民と事業者の話し合いに対する専門家の派遣</li> </ul>
4	まちづくり条例に基づく地区まちづくり協議会等の支援	<p>[高野台5丁目中央地区住みよいまちづくりの会]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ルールの策定等の取組</li> </ul> <p>[武蔵関・環境を守る会]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区計画を併用した建築協定の窓口代行および支援</li> </ul>
5	地区まちづくりの活動支援	<p>[高松地区]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農の風景育成地区における、農をテーマとした地区まちづくりの取組</li> </ul> <p>[大泉学園町地区]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の魅力要素であるみどりや景観を保全・育成して</li> </ul>

		いくまちづくりの取組 [その他相談対応地区] ・江古田地区 ・練馬駅南地区 ・城南住宅地区等
6	空家等地域貢献活用事業	・空家所有者や活用希望団体の相談対応 ・活用に向けたマッチング、専門家派遣等の支援 ・空家活用の普及啓発
7	防災まちづくり推進事業	・防災まちづくり推進地区における意識啓発等の取組支援
8	調査研究	・まちづくり資源の情報発信手法に関する調査・研究 ・まちづくり支援の手法に関する調査・研究 ・市民まちづくり支援・都市ネットワーク会議への参加

### ③ その他事業

区の福祉のまちづくり関連事業に取り組むほか、みどりのまちづくりセンター運営や外部協力等に関わる取組を行います。

	取組	内容
1	建築物等のバリアフリー化協働推進事業	・建築物のバリアフリー化支援 ・区立施設等の新設、改修に伴う区民意見聴取、提案
2	みどりのまちづくりセンター運営協議会	・事業の展開等に対する助言や意見交換
3	インターンシップ等	・大学生等の受け入れ ・視察対応等

## 2 自転車等の適正利用に関する事業

・自転車等の適正利用に関する事業〔定款第4条第1項第4号〕

公社は、練馬区自転車利用総合計画の実現に向けて、放置自転車対策業務と区立自転車駐車場（有料）およびねりまタウンサイクル（貸し自転車）の指定管理者業務を受託しています。平成17年度に、区の放置自転車対策事業の一部である自転車集積所の管理運営業務を受託し、平成18年度からはこの業務に加え、放置自転車の撤去・移送業務、自転車の誘導・案内業務、自転車等の問い合わせ業務、区立自転車駐車場およびねりまタウンサイクルの指定管理者業務を一括して受託することにより、自転車等の適正利用事業の規模を拡大しました。

指定管理者業務については、平成18年度から平成29年度までの間、5期にわたって指定を受け、令和2年度は、新たに指定を受けた5か年の3年目となります。

利用者第一の立場に立ち、施設の安全・安心および利用者サービスの向上を目指し、指定管理者として提案した企画の実現を着実に進めるとともに、自転車関連5事業（放置自転車撤去・移送、保管・返還、誘導・案内、問い合わせ対応、自転車駐車場運営）を連携させながら、効率的かつ効果的な管理運営を行っていきます。

放置自転車のない住みよいまちづくりを進めるためには、駅周辺の地域住民が組織する町会・自治会、商店会等との協力が不可欠です。公社は、様々な地域課題の解決を目指すこれらの団体との協働の場として自転車対策地域協議会の設立やその活動を支援

することにより、区全域における自転車交通環境の向上、放置自転車対策など自転車等の適正利用の推進に一体的かつ総合的に取り組んでいきます。

## (1) 放置自転車対策事業

区内の放置自転車は、区立や民間の時間制駐車場の整備、放置自転車撤去の強化や自転車駐車場への誘導員の適切な配置・誘導等により、午前・午後の時間帯ともに減少しています。

### ① 放置自転車の撤去・移送

区内の放置禁止区域に放置された自転車は、自転車の乗り入れ台数の多い駅を中心に、地域の理解を得て午後、土日の撤去を重点的に行います。

地域の状況に応じて、午後の遅い時間帯の撤去なども効果的に取り入れ、道路交通の良好な環境と歩行環境を維持していきます。

放置禁止区域外に放置された自転車は、区民等からの通報等に基づき撤去します。

また、撤去業務とあわせて、各駅別の自転車等の乗り入れ台数について実態調査を実施します。

### ② 撤去した自転車の保管・返還

撤去した自転車は、区内に設置された4か所の自転車集積所において適切に保管するとともに、撤去手数料を徴収の上、所有者に返還します。集積所には社員を配置し、返還者に対して自転車の放置防止のための啓発を行うとともに、返還事務を円滑に進めます。

### ③ 自転車駐車場への誘導・案内

区内18の駅周辺に誘導員を配置し、自転車駐車場への誘導・案内や放置自転車への警告札の貼付により、放置自転車の発生を抑制します。昨年度は、これまで定点的に配置していた誘導員を巡回型に変更し、土日の配置を強化するなど、事業内容を大幅に見直しました。今年度は、昨年度からの見直し内容を継続し、引き続き巡回しながら誘導・案内を行うとともに、より効果的な巡回コースの設定や人員配置を行います。

### ④ 自転車等の問い合わせ

公社内に「自転車問い合わせセンター」を設置し、放置自転車の撤去の有無、放置禁止区域や即時撤去についての説明、集積所や返還手続きの案内、自転車駐車場の案内など、区民からの様々な問い合わせに適切に対応します。

### ⑤ 自転車対策地域協議会などへの活動支援

区内22駅周辺における放置自転車台数は、平成20年度から約8割減少している一方で、駅によっては午後や土日の放置自転車が問題となっています。

こうした状況を解決するため、鉄道駅ごとに町会・自治会、商店会等の地域住民で構成する「自転車対策地域協議会」の設立を支援し、活動支援を行うことで放置自転車の減少に努めています。

自転車対策地域協議会が設立されている4地区（江古田駅・練馬駅・中村橋駅・石神井公園駅）においては、引き続き地域住民との協働を進め、放置自転車対策や自転車駐車場の利用促進、地域イベントへの参加・協力等により自転車利用マナーアップを図り、駅周辺における自転車等の適正利用の実現に努めていきます。

また、新たな協議会の設立についても、地域住民の声を聞きながら、取組を進めていきます。

## (2) 自転車駐車場・タウンサイクルの管理運営

指定管理者として管理する施設は、自転車駐車場 75 施設・収容台数 39,536 台（令和 2 年 4 月 1 日予定）、タウンサイクル 7 施設・供用台数 2,700 台です。利用者が安全かつ安心して利用できる環境をつくることによって、利用者満足度の向上を図り、より一層、効率性と公平性・透明性を確保した運営を行います。

### <指定管理受託にあたって公社が提案した企画の実施>

#### ① サービスの向上、顧客満足度の向上

照明の LED 化を始め、電動空気入れ、防犯カメラの計画的設置ならびに定期利用・一時利用収容台数の需給調整、大型自転車置き場の新增設、自動販売機の設置など利用しやすい施設づくりをしていきます。

また、利用者に便利な口座振替やコンビニ払いの利用促進をはじめ利用者に分かりやすい案内表示の工夫など利用者目線に立ったサービスの提供を行うとともに、盗難防止キャンペーンなど警察と連携したソフト面からも安全・安心の取組みを進めます。

利用者ニーズの把握のために利用者アンケートを実施し、結果を施設改善や業務従事者の課題意識の向上に繋げていきます。

#### ② 放置自転車対策事業と連携した事業展開

既存施設の改修時に買物・飲食対策として、短時間利用（2 時間無料）ができる施設の整備を進めています。短時間利用可能施設の新設と併せて誘導員による誘導・案内と連携し施設の利用促進を図ることにより、放置自転車のない「まち」の実現を目指していきます。

#### ③ 計画的な修繕の実施

平成 29 年度からは、公社が老朽化した機器等の更新や計画的修繕を実施し、安全・安心な施設運営を行っています。令和 2 年度も引き続き、計画的な機器の更新や修繕を行っています。

## (3) 公社の自主事業

公社財源を活用した独自事業を行うことにより、区立自転車駐車場と一体で自転車交通環境の向上に向けた取組を行っています。

#### ① 公社立自転車駐車場

公社立自転車駐車場は、豊島園駅前、石神井公園駅東・同拡張、石神井公園駅西、氷川台駅さくら、練馬駅つつじの 5 施設・収容台数 2,326 台です。

豊島園駅前、石神井公園駅東・同拡張、石神井公園駅西、練馬駅つつじそれぞれの自転車駐車場は、通勤通学の利用者が多く、利用率も高くなっています。買物対策のために導入した短時間利用も大変効果があり、放置自転車の減少に寄与しています。平成 30 年度に約半数を大型自転車置き場とした氷川台駅さくら自転車駐車場、令和元年度には石神井公園駅東拡張、練馬駅つつじを開設し、各施設利用者から好評を得ています。

今後も利用者にとって利便性の高い施設の設置を目指します。

#### ② 無料自転車駐車場

無料自転車駐車場は、大泉郵便局バス停、風致地区バス停、風致地区バス停第二、風致地区バス停第三、都民農園バス停の 5 施設・収容台数 1,111 台をバス停の近くに配置し、バス交通へのパークアンドライド用施設として多くの区民に利用されています。

### 3 資源循環の推進に関する事業

・資源循環の推進に関する事業〔定款第4条第1項第5号〕

公社は、循環型社会の形成に寄与することを目的に、平成22年4月から区内の家庭から排出される容器包装プラスチックの回収作業と粗大ごみの収集作業を区から受託しています。

また、平成22年11月から練馬区資源循環センター（以下「センター」という。）の管理運営を受託しており、令和2年度も区民が粗大ごみ等を直接センターに持込みできる事業や粗大ごみの再使用事業、廃食用油の回収事業、区民・事業者等への普及啓発事業など幅広い事業を行います。さらに、令和2年4月からは、区からの新たな受託事業として、区が収集した蛍光管を分別・保管し、資源化事業者に引渡す事業を行ってまいります。

#### （1）容器包装プラスチックの回収事業

区内の家庭などから排出される容器包装プラスチックを週6日（日曜日を除く）、資源・ごみ集積所から回収し、区が指定する中間処理施設へ搬入してまいります。

#### （2）粗大ごみの収集事業

区民からの粗大ごみ受付センターへの申込みにより決定した収集日・排出場所で粗大ごみを収集し、区が指定する中間処理施設へ搬入してまいります。

#### （3）センターの受託運営

区の資源循環推進の拠点であるセンターにおいて、以下の事業を行ってまいります。

##### ① 粗大ごみ・資源の持込み事業

粗大ごみは、センターによる各戸収集のほか、区民がセンターに直接持ち込むことができます。また、センターは、古布・廃食用油等の回収拠点になっているとともに、小型家電、乾電池、紙パック、使用済みインクカートリッジの回収ボックスを設置しています。

##### ② 粗大ごみの再使用事業

粗大ごみの中から再使用が可能なものを、センターで簡易な修理や清掃を行い、区内4か所のリサイクルセンター（関町、春日町、豊玉、大泉）に提供してまいります。

##### ③ 廃食用油の回収事業

区が拠点回収（44か所）した廃食用油を、中身と容器に分別、保管し、区が指定する資源化事業者へ引き渡してまいります。

##### ④ 金属類の資源化事業

粗大ごみから、鉄等の有用金属を分解・選別・保管し、区が指定する資源化事業者へ引き渡してまいります。

##### ⑤ 不燃ごみ（蛍光管）の資源化事業

令和2年4月から、区が不燃ごみ収集してきた蛍光管を、分別、保管等し、区が指定する資源化事業者へ引き渡してまいります。

##### ⑥ 小型家電製品の資源化事業

区内16か所に設置している小型家電製品の回収ボックスから、回収した携帯電話を含む小型家電製品を品目毎（13品目）に選別し、区が指定する資源化事業者へ引き渡

していきます。

**⑦ ふとんの資源化事業**

粗大ごみの中から「ふとん」を選別し、区が指定する資源化事業者に引き渡していきます。

**⑧ 資源循環の推進に関する相談および普及・啓発**

センターに設置してある「見て学べる展示スペース」や太陽光発電等の環境配慮設備等を活用して、資源循環の推進に係る普及・啓発事業を実施していきます。

ア 相談コーナーの運営

清掃・リサイクルに関する相談を受けるとともに、資源循環に関する書籍等を収集し、区民に情報提供していきます。

イ 施設見学会の開催

センターは、区の循環型社会の形成をめざした施設と位置付けられていることから、区民、町会・自治会、小・中学生、保育園児などの施設見学を受け入れていきます。

ウ 講習会の実施

ものを大切にし、ごみ減量への意識付けの契機となるような講習会を行っています。

**⑨ 集団回収支援事業**

集団回収は、町会・自治会などの団体が、自主的に資源を回収するリサイクル活動で、センターは活動団体を拡大するためのPRや団体と回収事業者間の調整、集団回収に必要な用具類の提供および回収実績の取りまとめ業務等を行っています。

また、区から回収量に応じた報奨金が半年ごとに資源回収活動団体に支給されるため、そのお知らせを発送していきます。

**⑩ 生ごみ資源化支援事業**

生ごみ処理機、生ごみコンポスト化容器の購入費助成の受付と生ごみコンポスト化容器のあっせん受付を行っています。

**⑪ 大型生活用品情報掲示板事業**

区民から申し込みのあった「譲ります」「譲ってください」の情報を一覧にした資料を作成し、区内16か所の情報掲示板に掲示していきます。

**⑫ 資源循環の推進に係る民間事業者等の支援・育成事業**

集団回収を実施する予定の団体には、団体の希望がある場合に回収予定事業者と一緒に、集団回収の説明を行っています。また、回収事業者には集団回収できる品目（古紙、古布、缶など）を積極的に回収するよう協力要請を行っています。

**(4) 区民・事業者との協働の推進**

循環型社会づくりを推進していくためには、区民や事業者との協働体制の構築が必要です。公社は、公益財団法人としての性格を活かし、区と連携して、協働体制づくりに努めていきます。

## 4 可燃ごみ・不燃ごみの収集に関する事業

・可燃ごみ・不燃ごみの収集に関する事業〔定款第4条第1項第6号〕

公社は、公衆衛生の向上や環境保全を図るため、平成27年度から可燃ごみ・不燃ごみの収集業務の一部を区から受託しています。

### (1) 可燃ごみの収集事業

区内の家庭などから排出される可燃ごみを週6日（日曜日を除く）、資源・ごみ集積所から収集して区が指定する清掃工場に搬入していきます。公社は、区の作業計画に基づき、収集計画の作成および収集作業を行っていきます。

月曜日から水曜日の収集作業は、1台あたり1日6回行い、木曜日から土曜日は、1台あたり1日5回、区西部地域は1台あたり1日4回行っています。

### (2) 不燃ごみの収集事業

区内の家庭などから排出される不燃ごみを週3日、資源・ごみ集積所から収集し、区が指定する中間処理施設に搬入していきます。公社は、区の作業計画に基づき、収集計画の作成および収集作業を行っていきます。

収集作業は、木曜日から土曜日に行い、区東部地域は1台あたり1日1回、区西部地域は1台あたり1日2回行っています。

### (3) 収集拠点の運営

可燃ごみ・不燃ごみの収集拠点として、区東部地域は桜台事業所を、区西部地域は石神井分室（石神井清掃事務所4階）を利用し、その機能維持に努めています。

## 5 地球温暖化の防止対策に関する事業

・地球温暖化の防止対策に関する事業〔定款第4条第1項第7号〕

区における地球温暖化対策を区民・事業者・区の連携協力により推進するための組織として、平成22年5月25日に「練馬区地球温暖化対策地域協議会」が設立されました。

現在、協議会は、区民団体、事業者団体、学識経験者、関係機関および区の29会員で構成されており、区民・事業者と連携した温室効果ガス排出量削減に取り組んでいます。

公社は、協議会の構成会員となると同時に、区から協議会の事務局運営業務を受託し、地球温暖化に関する講演会やイベントなどを開催することで、情報発信や普及・啓発を進めます。また、区民、事業者の自主的な活動を支援します。

### (1) 令和2年度の事業

令和2年度は、練馬区環境基本計画2020に基づき、協議会として日常生活に起因する温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、地球温暖化・省エネに関する練馬区民意識調査結果などを踏まえ、区民・事業者・区等と連携して地球温暖化防止に関する普及啓発事業を行っていきます。

#### ① 環境イベントなどの開催、出展

- ・ねりまエコスタイルフェア（練馬まつりと同時開催）
- ・スタート！エコライフ（環境月間関連行事）



- ・環境野外講座（各種環境イベント）
- ・その他、協議会の活動趣旨に合致したイベントへの出展など
- ② **区民向け講演会、講習会の開催**
  - ・区民向け講演会（環境月間〔6月〕、省エネルギー月間〔2月〕）
  - ・事業者向け講習会
- ③ **青少年向け啓発事業**
  - ・こどもエコ・コンクール
  - ・地球温暖化防止月間講演会〔12月〕
  - ・マスコットキャラクターを活用した、協議会の活動PR
- ④ **地球温暖化対策の調査・区民支援事業**
  - ・ねり☆エコホームページ内特設ページ（e-ラーニング）の充実
- ⑤ **広報業務**
  - ・ホームページの運営、メールマガジン・ダイレクトメールによる事業周知
- ⑥ **会員事務**
  - ・会員に関する事務
  - ・総会、役員会、事業部会等の会議に関する事務
  - ・庶務に関する事務
- ⑦ **その他**
  - ・協議会10周年記念誌の編集・発行